

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 受付印            | <input checked="" type="checkbox"/> <b>調停</b><br><b>家事</b> 申立書 事件名 ( <b>感謝料</b> )<br><b>審判</b>  |  |
|                | (この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)<br><div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">印紙</div> (貼った印紙に押印しないでください。)<br> |  |
| この申立書を提出する裁判所名 | 円   |  |
| 手              | 円   |  |

|             |                                |   |
|-------------|--------------------------------|---|
| この申立書を作成した日 | <b>東京</b> 家庭裁判所<br>平成 年 月 日 御中 | 申立人<br>(又は法定代理人など)<br>の記名押印<br><div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">甲 野 花 子 印</div> |
|-------------|--------------------------------|---|

|      |                                     |     |
|------|-------------------------------------|-----|
| 添付書類 | (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります) | 准 頭 |
|------|-------------------------------------|-----|

相手方に知らせてもよい住所を記載し、併せて「連絡先等の届出書」を提出してください。連絡先を相手方に秘匿したい場合には、同届出書に「非開示の希望に関する申出書」を付けて提出してください。

|            |            |   |
|------------|------------|---|
| <b>申立人</b> | 本籍<br>(国籍) | (戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)<br>都 道<br>府 県              |
|            | 住所         | 〒 <b>東京都</b> 区 <b>×××</b> 丁目 <b>××</b> 番 号 <b>ハイツ</b> 号<br>( 方 )  |
|            | フリガナ<br>氏名 | <b>コウノハナコ子</b><br><b>甲野花子</b> 大正 昭和 平成 年 月 日生 ( 歳 )               |
| <b>相手方</b> | 本籍<br>(国籍) | (戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)<br>都 道<br>府 県              |
|            | 住所         | 〒 <b>東京都</b> 区 <b>×××</b> 丁目 <b>××</b> 番 号 <b>アパート</b> 号<br>( 方 ) |
|            | フリガナ<br>氏名 | <b>オツカワタロウ</b><br><b>乙川太郎</b> 大正 昭和 平成 年 月 日生 ( 歳 )               |

(注) 太枠の中だけ記入してください。

申 立 て の 趣 旨

相手方は申立人に対し、慰謝料として相当額を支払うとの調停を求めます。

申 立 て の 理 由

1 申立人と相手方は、平成 年 月 日婚姻しました。

2 相手方は、平成 年 月ころから、人員削減で仕事がきつくなり残業せざる

を得ないようになったと言っては、帰宅が毎日のように深夜に及ぶようになり

ました。しかし、毎月の給料で残業代が増えていないことを不審に思い問いた

だしたところ、実は、相手方は退社後に毎日のようにパチンコや飲み屋に通っ

ていることが分かりました。

3 そこで、申立人は相手方に対し、円満な家庭生活を営めるように反省を求め

ようと何度か話し合いを試みたのですが、相手方は依然として態度を改めず、さ

らには申立人を怒鳴りつけたり、殴るなどの暴力を振るい、生活費も満足に入

れなくなりましたので、申立人は相手方への愛情を失い、平成 年 月 日、

慰謝料を決めずに協議離婚しました。

4 しかし、これは相手方の一連の言動により離婚せざるを得なくなったものです

ので、慰謝料を請求するためこの申立てをします。